

喜多方市高齢・介護施設等価格高騰重点支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、光熱費や燃料費などの価格高騰の影響による負担増が市内高齢・介護施設等の経営を圧迫しており、運営活動の悪化が懸念されることから、運営活動の維持を支援するため市内高齢・介護施設等に対し、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「高齢・介護施設等」とは、「介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく介護サービス等を提供する施設・事業所」のうち、別表の第1に定めるものをいう。

(交付の対象)

第3条 交付の対象者は、市内に別表の第1に定める高齢・介護施設等を設置し、運営している法人等とする。

2 交付金の申請等の手続きについては原則として高齢・介護施設等を運営する法人等（以下「運営法人等」という。）が対象の事業所について一括して行うものとする。

(交付額)

第4条 交付金は、令和7年度における光熱費及び車両燃料費等に対して交付するものとし、その金額は、別表の第2の対象施設等の区分ごとに定める交付金額に基づいて算出した額のおりとする。

(交付金の交付申請等)

第5条 この要綱による交付金を受けようとする運営法人等（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項の規定により、喜多方市高齢・介護施設等価格高騰重点支援交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を市長が別に定める日までに提出するものとする。なお、交付金の実績報告書は、交付申請書と兼用するものとする。

(決定等の通知)

第6条 市長は、規則第4条第1項の規定による交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、内容が適正であると認められた場合は、速やかに交付金の交付を決定するとともに、交付金の額を確定し、当該申請者に喜多方市高齢・介護施設等価格高騰重点支援交付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反する行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、補助金の交付の目的に著しく反する行為があったとき。

(交付額の確定)

第9条 第6条の場合において、その交付の決定の内容が第5条の規定に定める様式(以下「申請書等」という。)の内容と同一であるときは、当該申請書等は規則第13条第1項の規定による報告とみなすことができるものとし、市長は、当該交付の決定に合わせて、当該報告に基づき交付すべき額を確定することができるものとする。

2 第6条の場合において、その交付の決定の内容が申請書等の内容と異なる部分があるときは、申請者は、市長が定めるところにより、規則第13条第1項の規定による報告をしなければならない。

(交付金の請求)

第10条 第6条の交付の決定を受けた者は、喜多方市高齢・介護施設等価格高騰重点支援交付金請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(交付金の返還)

第11条 申請者が第8条の規定により交付の決定を取り消された場合において、交付金の交付を受けているときは、速やかに当該交付金を返還しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第12条 申請者は、交付金と交付金以外の経理とを明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿、領収証その他の書類(以下「会計帳簿等」という。)を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておくとともに、市長等から求めがあった場合には、速やかに会計帳簿等を提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月20日から施行し、令和7年度分の交付金に適用する。

別表

第1 高齢・介護施設等の範囲（要綱第2条関係）

分類	介護サービス等を提供する施設・事業所
訪問系・通所系事業所	居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、通所介護（通所型含む）、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、地域密着型認知症対応型通所介護
複合型サービス事業所	地域密着型小規模多機能型居宅介護
入所系事業所	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型ユニット型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

※ 訪問系事業所においては、障害者総合支援法に基づくサービス（居宅介護、重度訪問介護）も含まれる。

※ 一の建物内に複数事業所が存する場合も、それぞれの事業所ごとに申請は可能とする。

※ 短期入所生活介護について、空床利用の場合は交付の対象としない。

※ 通所型サービス事業所においては、拠点となる事業所数を交付対象とする。

※ 総合事業における訪問型・通所型サービス事業所については、単独で運営している事業所のみ対象とする。他の事業所と併設されている場合は対象外とする。

第2 交付金の額等（要綱第4条関係）

交付対象者	対象施設等の区分	交付金額	交付要件
市内に所在する交付対象施設等を運営する法人等（地方公共団体を除く）	入所系事業所	入所定員数× <u>16,000円</u> （合計額の千円未満を切り上げ）	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日（<u>令和8年2月1日</u>）現在において、運営している事業所（申請日時時点で、廃止・休止していないこと）であること。 ・入所定員数は<u>令和8年2月1日</u>時点における県又は市に届出等を行っている定員であること。 ・同一の事業所で介護保険と障がい福祉の両方のサービス（共生型サービス）を一体的に行っている場合は、主として使用しているサービス（高齢者又は障がい者）で申請すること。（重複申請はできません） ・喜多方市の補助金等において類似する補助金等の交付申請をしていないこと。
	複合型サービス事業所	1事業所あたりの基礎額 <u>140,000円</u> 宿泊サービス利用定員数× <u>16,000円</u> （合計額の千円未満を切り上げ）	
	訪問系事業所	1事業所あたりの基礎額 <u>102,000円</u>	
	通所系事業所	1事業所あたりの基礎額 <u>140,000円</u>	